

## 特定疾患患者福祉手当の見直しについて

### 1 目的

国における難病患者への支援制度が法施行により明確化されたことから、本市の特定疾患患者福祉手当（以下「特定疾患手当」）について見直しを行う。

### 2 特定疾患手当の概要

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

名称	特定疾患手当
制度創設	昭和 49 年度
対象疾患	81 疾患（国指定 56 疾患，県指定 2 疾患，市指定 23 疾患）
手当額	月額 5 千円（年間 6 万円）
受給要件	対象疾患への罹患が分かる医師の証明書等
対象者数	5,300 人
費用（市単独）	307,440 千円

### 3 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」）の概要

難病患者に対する医療費助成については、これまでは予算事業（特定疾患治療研究事業（56 疾患））として実施されていたが、良質かつ適切な医療の確保等を図るとともに、持続可能な制度とするため、平成 27 年 1 月に難病法（平成 26 年 5 月公布）が施行され、平成 27 年 7 月には、対象が 306 疾患に拡大された。

### 4 本市の対応

#### （1）見直しの方向性

- ・ 難病法の施行により支援すべき難病の定義が確立したことを受け、本市においても疾患間の公平性や受給の透明性を確保するため、国等で定めた医学的な根拠に基づく疾患を対象とした手当とする。
- ・ また、市民にとってわかりやすい制度とするため、現行の特定疾患手当制度を廃止し、「（仮称）難病患者福祉手当」に再構築をする。

#### （2）見直しの内容

- ア 対象者 指定難病等（312 疾患）の加療を行っている難病患者（対象者：約 3,000 人）
- イ 支給額 現行手当と同額
- ウ 経過措置 現行手当の経過措置を一定期間実施

#### 【参考：対象疾患関係図】

特定疾患手当対象 81 疾患			
	特定疾患治療研究事業 国指定 56 疾患	2 疾患 県指定	市独自指定 23 疾患 （うち、3 疾患が新規指定疾患，その他一部疾患中に対象疾患有り。）
新規指定 253 疾患	既認定 53 疾患	4 国指定 2 県指定	市独自指定 20 疾患
難病法に基づく 306 疾患		6 疾患	20 疾患

医療費助成対象疾患（312 疾患）

医療費助成対象外疾患（20 疾患）